

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	番匠 健一 (ばんしょう けんいち)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第1009号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	日本帝国における植民理論の思想史研究 —北海道帝国大学の植民学講座と「内国植民論」を中心に—
○審査委員	(主査) 小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 小川 さやか (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 富山 一郎 (同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、札幌農学校に始まり北海道帝国大学で大きく展開した植民学について、当該講座を担当した佐藤昌介と高岡熊雄に焦点をあて、二人が残した膨大な文献・資料を読解する思想史的研究である。時代的には、佐藤昌介が第一期生として札幌農学校に入学した1876年から、高岡熊雄が植民学において民族政策と社会政策の区分を押し出した1921年の日本社会学院第九回大会までの、およそ45年にわたる期間を対象としている。

「序章」では、近年の植民学研究の意義と限界、及び、北大植民学についての先行研究の意義が確認され、本論文独自の研究方向が提示される。すなわち、近年、一方では、二十世紀前半から後半にいたる北海道を「内国植民地」「国内植民地」として捉える観点が打ち出されてきたが、他方では、国内の辺境として捉える観点や帝国における法域区分を規準とする観点が主流化してきたため、北海道の政治文化的な「内地化」や法制度的な「内国化」の完了をもってその植民地性が消失するかのように捉えられ、ひいては北海道と植民地の双方を対象とし続けた北大植民学も視野の外に置かれてきた。この事情を打開したのが『北大百年史』と『北大一二五年史』の諸論考であるが、本論文はその達成を踏まえ、植民地というより植民・移民に焦点をあてて北大植民学を通覧することによって、北海道と植民地を繋ぐ植民性・移民性をめぐる思想史を描き出すことをその独自の課題として立てている。

「1章 札幌農学校における「文明」の経験と佐藤昌介のジョン・ホプキンズ大学留学」では、佐藤が、「移民国家」である米国における「開拓」思想に見られる「理想」を、その光と影の両面を見据えながら北海道に導入しようとした経緯が辿られる。そして、佐藤の英語学位論文などの文献・資料に即して、北海道における「文明」と「未開」の経験、「原野」での「理想社会」建設の構想、米国での公有地(Public Domain)の詳細な研究と応用が辿られる。

「2章 佐藤昌介のアメリカ型北海道植民論と植民学講座の開設」では、佐藤の「大農論」、佐藤が翻訳・紹介したリチャード・イリーの政治経済学、佐藤の植民学講義ノートが

詳細に検討される。そして、北海道農業における資本主義化の構想、言いかえるなら、地主小作制とは別コースの構想と植民・移民政策が関係する次第が明らかにされる。

「3章 高岡熊雄のドイツ留学と内国植民論の導入」では、高岡が、当時のドイツ社会政策学と内国植民の関係を範型として北海道を捉え直す過程が辿られる。その観点から、高岡の大中小農論の先行研究が批判的に検討され、高岡の台湾統治論が位置づけられる。

「4章 大正期における内国植民論の変容」では、「内地植民地問題」を共通論題とした日本社会学院第九回大会の議論を詳細に辿り、高岡が民族政策と社会政策の区分をもって植民地性と内国性の区分を捉え直すことによって、以後の植民学の観点を作り出していく次第が明らかにされる。

「終章」では、北大植民学が、当初は米国「開拓」を範型としながらも次いでドイツ「内国植民」を範型とするようになり、「内地植民地」概念に対する批判に応答する過程で、民族政策と社会政策を二つの座標軸として植民・移民と諸地域の総体を捉えるようになったことが、それ以後の帝国観・植民地観を規定することになったと結論される。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の審査にあたっては、2014年12月18日(木)13:00~14:00、創思館302において審査委員による口頭試問、2015年1月9日(金)16:00~17:00、創思館401・402において公聴会を実施した。

本論文は、北大植民学研究の基盤が整備されてきた現段階において、その中心人物である佐藤昌介から高岡熊雄にいたる植民思想の変遷を精緻に追うことを通して、今後の北大植民学研究と植民地研究全般の展開の基礎となる重要な達成になっていることが高く評価された。とくに、植民学における米国モデルからドイツモデルへの移行を明確に取り出したこと、植民における農業資本主義化の位置付けの変化を取り出したこと、先住民問題から民族問題への移行が社会政策と民族政策の区分と関連することを示唆したことなどが高く評価された。そして、本論文が、植民に焦点をあてることによって、諸論点が錯綜し複雑にならざるをえない植民学研究に対して一定の明解な方向性を打ち出せたこと、北大植民学に定位することによって国内・国外の単純な二分法を打破するための方向性を示唆することができたことも高く評価された。

口頭試問・公聴会では以下の課題ないしは期待が提起された。第一に、1921年における民族政策と社会政策の区分をもって北大植民学史の画期としているのであるが、それ以降の植民学の展開を考慮して1921年以前を見返すなら、北大植民学の別の様相も浮き彫りになるはずであり、それを再考する必要がある。第二に、国内外の市場そのものが中心と周縁を産生するものであるとするなら、北大植民学における農業論だけではなく産業論もそれとして辿り直しながら北海道の国内植民地性を再考する必要がある。第三に、植民地ではなく植民に焦点をあてる視角が、移民史研究のさまざまな達成との関連で何をもたらしていくことになるかを検討する必要がある。第四に、北海道への植民の動向を条件付けている内地の在り方をそれとして捉え直す方向性を打ち出していく必要がある。第五に、戦間期以降の植民学の動向を考慮するなら、佐藤昌介と高岡熊雄の差異を捉え直しながら、高岡以降の北大植民学の通説的な捉え方も再検討する必要がある。第六に、北大植民学の特質を、先行研究が積み重ねられてきた東大植民学等との対比で明らかにしていく必要がある。

以上の指摘に対し、申請者は、北大植民学は北海道だけではなく台湾・満洲・樺太・南洋諸島なども「総合的」に対象としており、北大植民学を研究対象に据えることによってこそ、それら諸地域を同時に検討することが可能になり、そこから始め直すことによって日本帝国と「中央」の植民学そのものを捉え直すことが可能になり、そのようにして上記の諸課題に答えられることになるとの見通しを表明した。

北大植民学の文献・資料は膨大であり、佐藤昌介・高岡熊雄の二人に限ってもその文献・資料は相当な量になるが、申請者はそれらを堅実に通覧し読解して明確に一つの線を描き出すことに成功しており、それを基礎として一連の諸課題についても今後の成果を十分に

期待できることが確認された。

以上を勘案した上で、審査委員は一致して本論文が博士論文としての水準に十分に達していると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を 3 本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文の学術的な価値に関しては、口頭試問や、公聴会での報告および質疑応答において、十分な評価に値するものと判断された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断する。